

別表1 令和3年7月1日から適用分

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

区分	補助単価	単位	対象経費
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模な介護老人保健施設	56,000 千円	施設数	
小規模な介護医療院	56,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,380 千円	整備床数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,480 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	33,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	11,900 千円	施設数	
介護予防拠点<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	8,910 千円	施設数	
地域包括支援センター<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	1,190 千円	施設数	
生活支援ハウス<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	35,700 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	1,190 千円	整備床数	
施設内保育施設	11,900 千円	施設数	
介護施設等の合築等(加算額を含めた額)			
上記施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した改修(躯体工事を伴わない改修等)			
認知症高齢者グループホーム	8,910 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

※施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	補助単価	単位	対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設を増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	4,200 千円	施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			

小規模な介護老人保健施設	839 千円	定員数	
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所	839 千円	宿泊 定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	420 千円	定員数	
施設内保育施設	4,200 千円	施設数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む)〈在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く〉			
介護老人保健施設	219 千円	定員数 (転換 前床数)	
介護医療院			
ケアハウス			
有料老人ホーム			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
生活支援ハウス			
サービス付き高齢者向け住宅			
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費		特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。)	
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420 千円		定員数
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420 千円		定員数
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム	420 千円	宿泊 定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	210 千円	定員数	
施設内保育施設	2,100 千円	施設数	

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

区分	補助基準	補助率	対象経費
定員30名以上の広域型施設等	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。)
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
合築・併設施設			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>

区分	補助単価	単位	対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,190 千円	整備床数	
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む) → ユニット化」改修	2,380 千円		
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> </ul>			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	734 千円	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備(介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする)			
介護老人保健施設			

介護医療院	創設 2,240 千円	転換前 床数	
ケアハウス			
有料老人ホーム			
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	改築 2,770 千円		
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	改修 1,115 千円		
生活支援ハウス			
サービス付き高齢者向け住宅			
介護医療施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り 環境の整備のための改修に必要な 経費については同上。設備につ いては、需用費(修繕料)、使用料 及び賃借料又は備品購入費(備 品設置に伴う工事請負費を含 む。)
特別養護老人ホーム	3,500 千円	施設数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であつて、 特定施設入居者生活介護の指定をうける もの)			

(5) 民有地マッチング事業

区分	補助単価	単位	対象経費
民有地マッチング事業			
土地等所有者と介護施設等整備法人等 のマッチング支援	5,610 千円	市町村	民有地マッチング事業を実施す るために必要な賃金、旅費、謝 金、会議費、印刷製本費、備品購 入費等
整備候補地等の確保支援	4,590 千円		
地域連携コーディネーターの配置支援	4,490 千円	1か所	

注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

区分	補助基準	補助率	対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
特別養護老人ホーム	介護職員1定 員当たりの延 べ床面積(バル コニー、廊 下、階段等共 用部分を含 む。)33㎡ ※上記の基 準面積は、補 助金算出の 限度となる面 積であり、実 際の建築面 積が上記を 下回る場合 には、実際の 当該建築面 積を基準面 積とする。	1/3	特別養護老人ホーム等の職員 の宿舎の整備(宿舎の整備と一体 的に整備されるものであつて、知 事が必要と認めた整備を含む。)に 必要な工事費又は工事請負費 及び工事事務費(工事施工のため 直接必要な事務に要する費用 であつて、旅費、消耗品費、通信 運搬費、印刷製本費及び設計監 督料等をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6%に相当 する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等において 別途補助対象とする経費を除き、 工事費又は工事請負費には、こ れと同等と認められる委託費及び 分担金及び適当と認められる購入 費等を含む。
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の 指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であつて、 特定施設入居者生活介護の指定を受け るもの)			